



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第二報告 ヨーロッパにおける法社会学の現状
Author(s)	ハウト, ジョン・ヴァン; Houtte, Jean Van; エーケン, クーン・ヴァン 他
Citation	北大法学論集, 48(5), 119-138
Issue Date	1998-01-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15746
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(5)_p119-138.pdf



ヨーロッパにおける法社会学の現状

ジッソ・ヴァン・ハウト (Jean Van Houtte)

クーン・ヴァン・エーケン (Koen Van Aeken) *

村山眞維 訳

序論

ヨーロッパにおける法社会学の現状を概観する(第一部)といっても、当然のことながらすべてを網羅することはできない。これまでに行われた研究をすべて挙げることはできないし、すべての研究所や研究センターについて触れることもできない。ヨーロッパのすべての国について論じることも不可能である。

しかし、法社会学の現状について、出来るだけ広い範囲を一貫した観点から論じるように努力した。まず最初に、地

理上の位置と政治的背景とを結合した基準によってヨーロッパ諸国を分類する。この分類に従い、各国を個別にとりあげる（2つの例外がある**）。

それぞれの国については、同じ一般的な分析方法を用いる。第一に、法社会学の物的条件を、大学のカリキュラムにおける法社会学の有無、研究センターの有無、学会の有無、および専門雑誌の有無という点から検討する。これによって、法社会学という学問分野の制度化の程度を測定する。

これまでに行われた研究の内容や理論的傾向については、一般的な発展の状況を述べるとともに、現在研究の行われているいくつかの具体的トピックをも示すことにする。

このような方法によるアプローチが全ての国に対して同じ程度に適用されるわけではない。なぜならデータ収集の可能性が国によって異なるからである。

以上に加え、ヨーロッパにおける経験的法学社会学の重要性を論じることにしたい（第二部）。

*アントワープ大学法社会学センター研究員。口頭報告は、ハウトが行ったが、そのもととなった原稿はハウトとエーケンの共著である。

**ふたつの例外とは、ポルトガルとスペイン、およびオーストリアとスイスとがまとめて扱われていることである。―訳者

第一部 ヨーロッパにおける法社会学の現状―概観

西ヨーロッパ

ベルギー

オランダ語地域⁽¹⁾

第二次世界大戦まで、ベルギーには法社会学なるものは存在しなかった。大きな前進があったのは、戦後、法学部のカリキュラムのなかに社会学のコースが含まれたときである。このことは、その後の法社会学の発展にとって決定的に重要であった。というのは、これによって法社会学が学問となったからである。現在、ベルギーのオランダ語地域にある大学のすべての法学部が、法社会学のコースを選択科目として、あるいはその他の形で提供している。

学問としての法社会学の研究は、主に、個々の教授がそれぞれに組織した研究集団の内部で発展した。このため、それぞれの研究所の研究領域の間には公分母を見つけることは困難である。それゆえ、研究所毎に研究テーマを示すことがより適切であろう。

アントワープ大学 Universitaire Faculteiten Sint-Ignatius Antwerpen の法社会学センターは、二つの主要テーマ、すなわち、家族法の諸制度と司法の運営とに専ら取り組んでいる。前者の研究領域は、家族法の（古くさくなくなった）諸制度、高齢者の困窮、夫と妻の間の扶養義務、配偶者間の権利義務、および養子、などである。後者の領域では、法律扶助と裁判所の活動についての研究がなされている。最近、これらに相続法とビジネス・ロイヤールの研究がつけ加わった。

ルーヴァン大学 Katholieke Universiteit Leuven 法学部の法社会学センターは、社会と法の領域における極めて多様なテーマについて研究を行っている。主なテーマは、法律扶助、法専門職、司法の運営、および法と社会の関係についての諸問題である。さらに、人類学的視点からの法社会学研究も行われている。

ブリュッセル大学 Vrije Universiteit Brussel では、法社会学の研究は犯罪学部で行われている。

以上のような活動にもかかわらず、法社会学の専門誌が創刊されるには至っていない。法社会学に関するほとんどの論文は、一般的な社会学か法学の雑誌に掲載されている。

フランス語地域⁽²⁾

フランス語地域の法社会学の状況は、オランダ語地域の状況と基本的に類似している。法社会学は学問として行われており、法学部における選択コースとして教えられている。ほとんどすべての法社会学の研究が大学で行われている。しかし、ひとつ大きな違いがあるのは、フランス語地域では、経験的な研究が重要な位置を占めていないということである。このことが、研究者にとって大きな制約となっている。研究者はバラバラに仕事をせざるをえず、研究の焦点はインターディシプリナリーな領域に置かれている。また、研究資金を大学以外に求めざるをえない。しかし、法社会学に対する政府の関心はまだそれほど強くないので、政府にこの問題の現実的解決策を期待することはできない。

数少ない社会と法研究の主要部分は、それゆえ、インターディシプリナリーなアプローチをその特徴としており、社会学的研究ではない。たとえば、研究されているテーマには、資本主義社会における消費と法との関係（ルーヴァン大学 Université Catholique de Louvain 「消費者法センター」）や、法の哲学、法の一般的教義、あるいは社会学の社会学、などがある。

他の関連諸科学とのこの典型的な協働関係は、ブリュッセルの「サン・ルイ大学 Facultés Universitaires Saint-Louis」から出版されているベルギーにおける法社会学の唯一の専門雑誌の名前 Revue interdisciplinaire d'études juridiques にも反映している。

フランス⁽³⁾

フランスにおける法社会学の現状は、ふたつの対照的な傾向をその特徴としている。一方では、法社会学の学問分野の制度化、専門化、および国際化が進んでいる。法社会学の専門雑誌「法と社会—法理論と法社会学の国際雑誌 *Droit et Société. Revue internationale de théorie du droit et de sociologie juridique*」の創刊は、このような好ましい発展の一例である。他の例としては、一九八五年に法社会学の国際大会がエクサン・ブロヴァンスで開催されたことを挙げることができる。

他方、現状にはなお問題がある。法社会学の教育がほとんど行われていないこと、研究者の層が相対的に薄いことは、フランスの法社会学の構造的脆弱さを示している。

フランスにおける法社会学は、国家の要求と手を携えて発展してきた。法の拡大と近代化に貢献するために、法社会学は司法の運営、社会的事実と法規範との関係というようなテーマを扱ってきたのである。しかし、一般的には、科学研究はフランスにおいて相対的な自律性を与えられている。この独立した立場から、法社会学、法の政治哲学、および法領域の社会学が生み出された。

社会と法の諸科学における社会学と法との関係については、ふたつのアプローチを区別することができる。第一に、法政策と司法政策の領域において、ソシオグラフィックな研究が行われている。第二に、この現実的な *down-to-earth* アプローチを超越した、一般的な社会的、政治的過程の分析が行われている。近年最も著しい発展が見られるのは、この後者の領域においてである。しかし依然、現在の法的小さい司法的事象に関する論争についての研究が積極的に進められている。このようにして、理論的な基礎の追求が、社会の現実を根を下ろしたダイナミックな研究として続けられている。しかしこうした観点で、法社会学の国際化を妨げるべきではない。ヨーロッパ全体の法社会学研究者との対話

を広げることは極めて重要であるからである。

司法省は社会と法研究のために重要な役割を果たしている。過去一〇年間に司法省は、司法システムによる国内居住者の扱い、法の進化、司法制度の働き、司法実務と社会変化などをテーマとする研究のために、委託研究の契約を結んでいる。

フランスの大学で研究されている他の主題は、たとえば、代替的紛争処理、法と政治、ヨーロッパ連合内部における統合と協力、法とパブリック・ポリシー、および法と社会の関係一般といったものである。

ドイツ⁽⁴⁾

ドイツにおいて法社会学は、相対的に言えば、學術の世界の中で必ずしも強固な地位を固めてはいない。一般的に、法社会学は法学部生の教育のなかに統合されているが、それ自体独立した学問であるとはほとんど見られていない。第一に、法社会学は法学のバックグラウンドを持つ学者によって教えられているのがほとんどである。しかも、法社会学の教授のほとんどのポストは、法社会学専任ではなく、他の法学の科目と併合されている。現実に、法社会学は法学教育のなかの単なるひとつの選択肢にすぎない。

いくつかの大学には研究所が置かれている。ここで触れるに値するのは、「ヨーロッパ法政策センター Zentrum für europäische Rechtspolitik」と「法事実研究所 Institut für Rechtsstatsachenforschung」である。

法社会学の制度化の程度を判断するには、学会の存在がひとつの指標として役立つ。ふたつの学会、「法社会学会 Vereinigung für Rechtssoziologie」と「ドイツ社会学会・法社会学部会 deutsche Gesellschaft für Soziologie, Sektion Rechtssoziologie」とがある。後者は、法社会学雑誌 Zeitschrift für Rechtssoziologie の編集委員会を設置した。

法社会学の全体の状況を知るには、制度化されていない法社会学、たとえば連邦司法省、数学・データ処理学会、行
政大学などによって行われているものも考慮に入れなければならない。

これらのグループや組織の研究トピックは、法の生成、法についての意見、法へのアクセス、フェミニスト運動、法
専門職などである。ドイツの統合は技術変化と社会変化の研究に対する強い関心を引き起こした。これらのテーマは他
の西洋諸国における研究テーマと大きく異なるわけではない。しかし、著しい相違がひとつある。ドイツの社会学の伝
統に従い、法社会学によって追求される目標は理論の発展に置かれている。これに対して、他の国における経験的デー
タ収集分析は、このような目標をはっきりと追求しているわけではない。

ギリシャ⁽⁵⁾
ギリシャ

ギリシャにおいて法社会学は新しい科学である。最近まで、その発展は法実証主義の支配的影響によって妨げられて
いた。一九八〇年代に変化が生じ、社会学的観点から法現象を分析する法律家、歴史家、および哲学者の数が増えると
ともに、質の高い科学的研究の量も増加した。

このような発展は、法社会学の制度化に反映しており、法社会学は現在多数の大学の法学部と高等教育機関において
教えられている。アテネ大学では、法社会学は必修科目である。EMEKOD (法社会学調査研究会) という名の研究団
体は、法社会学の分野で仕事をしている人々を組織し、"Aisymnetes" という名の法社会学年報を公開している。また、
教育機関である Thessaloniki は二つの専門誌 "Dikaio kai Politiki" (法と政治) と "Armenopoulos" を公開している。

法社会学の発展は二つのレベルで生じている。一方で、政治学、一般社会学、民族誌学など関連科学との共同作業
が発展してきている。他方では、法社会学は、自律的な科学分野として体系的な発展を見せている。法社会学は、理論

的研究と経験的研究の双方に焦点を合わせるとともに、社会活動とも密接な関係を維持している。

(6)
イタリア

過去一〇年間に法社会学は学問的・科学的研究分野としての立場を強化したが、その地位は依然確実なものとは言えない。

この不確実さは、法社会学が一九六〇年代後半に法学および法哲学研究集団の中から出現してきたことに根ざしている。法の適応の危機を社会変化の結果と認識した法律家は、新しい視角を求めていた。法社会学の科目がいくつかの大学に設置された。しかしながら、法社会学は法学者の間で生み出されたので、ほとんどの争点が構造機能主義の視角から扱われた。その後の発展のなかでは、より進歩的な概念も提起されている。しかも、より重要なことに、法社会学は次第に経験的研究の方向へ発展してきている。

このような発展は、いくつかの雑誌と学会の創設という具体的な形をとった。故レナート・トレエヴェスによって編集されていた“*Sociologia del diritto*”は良く知られた雑誌であり、調査と理論的論争との双方を内容とする。“*Dei delitti e delle pene*” (廢刊された“*La questione criminale*”の後続誌)と“*Materiali per una storia della cultura giuridica*”は革新的な重要な雑誌である。主な学会はイタリア社会学会であり、法社会学の特別部会を持っている。Centro Nazionale di Prevenzione e Difesa Socialeは、法社会学の発展に大きな貢献をしてきている。

最近、理論と調査との適切なバランスを回復しようという動きが見られる。理論は広い範囲の概念と意見を扱っているが、経験的研究がより重視されている。研究の対象は、たとえば、家族法、法専門職、逸脱行動、訴訟、メディアと法との関係、などである。しかし、政治と経済の腐敗、トランス・ナショナル法およびヨーロッパ法など、多様なトピ

ックがまだ研究されてはいない。イタリアの法社会学は社会・政治改革と法変化との相互作用に関わってきているので、これらの欠点は近い将来に解消されるはずである。

オランダ⁽⁷⁾

ヨーロッパのなかで、オランダは法社会学が極めて発展している国である。制度的構造はしっかりしており、すべての法学部に法社会学の教授ポストか学科が置かれており、研究機関も充実している。学界の外では、ハーグの司法省が、司法省の政策からは独立している特別の研究機関を設置した。しかも、大学は公行政、法人類学、および犯罪学の学科も持っており、これらは法社会学と隣接諸科学とを結びつける役割を果たしている。さらに、ライデン(法と政策)、アムステルダム(労働法・社会法ジンツハイマー研究所)、ニジメゲン(外国人法)、 Groningen(ヨーロッパ法発展研究所)などに、新しい研究教育機関が設置されている。

オランダにおける社会と法の分野の豊かな研究活動から、いくつかの雑誌が生み出された。“Recht der werkelijkheid”(真実の法)、“Recht en Kriek”(法の批判)、“Justitiële verkenningen”(法的探求)、および“Nemesis”である。さらに、社会と法研究者のための、“Vereniging voor de Sociaal-wetenschappelijke bestudering van het Recht”(VSR)(法の社会科学的研究学会)と“Werkgenenschap Recht en Samenleving van de Nederlandse Stichting voor Rechtswetenschappelijk onderzoek”(法と社会ワーキング・グループ)というふたつの学会がある。

現在行われている研究のテーマは、紛争解決における法の動員、訴訟当事者の特徴、法理学の特異性、公的情報の予防効果、外国人に対する差別、および正当性などである。

研究テーマの多様性と地理的、制度的分散が大理論の構築を妨げている。それにもかかわらず、オランダにおいて法

社会学は極めて強固な地位を固めている。これは、部分的には、政策決定者が法と政策の評価を行う研究に常に大きな関心を示してきたことによる。しかし他方で、政策決定者が法社会学をコントロールしようとするために、法社会学の中立性に対する脅威が生じ得ることも事実である。

ポルトガル・スペイン⁽⁸⁾

われわれはこれらの国をまとめて扱うのが適切であると考える。なぜなら、両国における法社会学の現状は、サラザールとフランコの独裁体制下での同じ様な過去からの影響をなお示しているからである。社会学に対する過去の抑圧に対する反作用として、法社会学は、主に理論的アプローチに焦点を合わせ、経験的研究を軽視する、本質的に批判的な科学として出現した。学界における法教義学者の支配はこのアンバランスをさらに悪化させた。

しかしながら、このことは、法社会学の発展する余地が全くないことを意味しているわけではない。特にここ数年の間に変化が見られる。スペインにおいては、研究会議が開催され、人文科学の科目のなかで社会と法の争点が次第に扱われるようになるなど、法社会学に対する学問的関心の増大の兆しが存在する。しかも、バルセロナ法曹協会、サン・セバステイアン法社会学研究所、およびバスク政府の財政支援を受けている国際法社会学研究所など、大学以外の研究機関が大学以上のことを行ってきた。オニャーティでは、法と社会の分野のビプリオグラフィとアブストラクトを収録した国際雑誌が公刊されている。

スペインでは法社会学が学問として制度化されておらず、大学以外で行われているのに対して、ポルトガルの状況はその反対である。ここでは、法の技術的、中立的性格に対する政府機関の信念が支配的であるため、大学の外での法社会学研究は発展しなかった。法社会学は、公刊論文の増加や組織活動の増大に見られるように、学界のなかで発展して

きた（大学における教育科目のなかに法社会学はなお十分には組み込まれていないけれども）。しかし、最近になって、司法省が法社会学に興味を示している。

スペインで研究されているトピックは、法社会学の地位、法の社会的機能、福祉国家の危機、法規制の社会的条件、家族などである。ポルトガルでは、法多元主義、司法の運営、法社会学理論、ジェンダーと法、経済法などに関する研究が行われている。

スペインとポルトガルにおける法社会学の発展は、政治システムの改革以後加速した。しかしながら、なお多くの経験的研究が必要であり、教育の面における法社会学の制度化もさらに進める必要がある。

連合王国⁽⁹⁾

連合王国における法社会学の現状は悪くはない。経済不況と研究機関への圧力にもかかわらず、社会と法研究は活発に行われている。法社会学は学問として十分に確立し、次第に洗練された調査が実施されてきており、理論の発展も伴っている。法社会学は全国の法学部で教えられている。複数の主な研究センターが存在し、なかでもオックスフォードの社会と法研究センターは国際的な評価を得ている。社会と法研究の専門誌である“*Journal of Law and Society*”は、世界のなかでその地位を確立した。社会と法研究学会は健全に発展している。この学会は有益な情報を含んだニュースレターを発行し、立派な年次大会を組織している。また、研究者、実務家、および政策決定者との間には密接な関係が形成されている。

しかし、別の面もある。法の経済学的分析のような、法に対する競争的アプローチからの圧力で、法社会学は防衛的な態度を取らざるを得なくなっている。英国の法社会学が主に影響を受け、また志向しているのは、ヨーロッパ大陸（下

イツ)かアメリカであると言われており、理論的に独自の研究はほとんど生まれていない。しかも、重要な理論的洞察の多くは、法社会学以外の分野から取り込まれたものである。

要するに、英国独自のアイデアに基づき、社会と法の十分に確定された観点に導かれた経験的研究と理論的分析とを統合することによって、より大きな成果のあがることが望まれる。

法社会学の分野における現在の研究は、たとえば、法と政治、法と社会学の領域における学問領域の対立、法と経済、ジェンダーと法などについて行われている。

* * *

これまでに見てきたヨーロッパ諸国のそれぞれにおいて、法社会学はその国特有の独自性を持ち、制度化および研究主題の進展の状態も異なっている。しかし、それにもかかわらず、ヨーロッパの法社会学全体に共通する一定の傾向を識別することができる。

法社会学の学問上の地位について見れば、法社会学の教育が不十分であることは明らかである。大学教師の数、教科目の数、いずれも極めて少ない。このため、法社会学は、同一の事柄についての関連社会科学による知識の集積と競争していくことができない。

研究の領域では、社会と法の研究者はほとんどの場合孤立して仕事をしている。こうした状況は、右に述べた問題をさらに悪化させている。これは、また、経験的知見に基づく確固とした理論の発展を阻んでもいる。

この学問分野の創始者は、法の研究集団、大学の法学部から育ってきた。しかし法学部内の学問としての法社会学は、今なお周辺のな地位しか得ていない。このことは、法学研究が伝統的かつ技術的な、そして時に教義学的なアプローチに依然しがみついております、新しいパラダイムを受け入れる余地を持たない、ということを示している。

「純粹」法社会学について語ることはほとんど不可能である。なぜなら、全体として、犯罪学、経済学、哲学、あるいは心理学といった、他の社会科学からの強い影響が存在するから。

要するに、学問の世界で完全な承認を得るために、法社会学は、関連科学から独立し、しっかりとした経験的研究によって支えられた理論的洞察を生み出さねばならない。もしも、より多くの法社会学の教師が大学に職を得て、国際的に組織された研究集団が形成されれば、そして、理論構築と経験的研究との結びつきが強化されれば、この計画は実行できるはずである。このようにしてはじめて、過去一〇年の積極的な進化を今後も継続することができるであろう。

第二部 経験的法社会学の重要性について

経験的社会学

これまで社会学については極めて異なった見方が存在してきた。われわれの意見では、経験的に基礎づけられた社会学こそが、法現象に対して特に興味深いアプローチを提供しているように思われる。ここで、われわれの見方を説明するのが適切であろう。法を含め、社会現象についてのあらゆる前科学的知識は、その知識を獲得する人の憶測によって影響を受けている。⁽¹⁰⁾ そうした憶測をできるだけふり落とすこと、それが科学的な（経験的な）知識を得るために重要である。

（法の）社会学は、他のすべての学問がそうであるように、固有の参照枠組みを持っている。われわれの意見では、社会学の参照枠組みは、すべての社会学的研究が何らかの社会問題あるいは争点に基づくべきであることを要求している。⁽¹¹⁾ 社会問題とは、ある集団が正しくないと感じ、それについて何かが行われねばならないと感じている人間関係のあ

る状態を意味する。研究の対象は研究者の外にあり、社会学者は、社会の現実から生じる具体的な問題をつきつけられる。それゆえ、社会学者が扱うのは、形而上学や哲学が対象とするような普遍的な現実についての問題に関わる事柄ではない。それは、社会過程への参加者が一定の問題について可能な解決を探し求めているときに、その参加者が定義し解釈するような現実である。

社会学者は、その専門的訓練と技術とを用いて、そうした社会現象を、距離を置いて研究するように期待されている。社会学者は、社会的対象を客体化しようとする。それが社会学者の任務である。もしも社会学者がそれをしなければ、一体だれがそれをするであろうか。他の誰が、こうした試みを行うために必要な訓練を受けているであろうか。

もつとも、社会学者が完全な客体化に成功することがないであろうことは明らかである。研究者は、彼自身、価値からの影響を受けており、価値に満ち溢れた環境のなかで行動せざるを得ない。社会学者としての理想を達成することが不可能であることを十分知りながら、なおかつ最善をつくすこと、それが社会学者の宿命である。エリアスは、社会学者の用いる技術が社会学者を偏見から守るものではない、と指摘している。⁽¹²⁾

われわれがこれまで様々な出版物のなかで主張してきたこれらのテーゼは、必ずしも正確に理解されてはいない。われわれは価値から自由な社会学を擁護している、と言われたのである。

方法をめぐるいわゆる第三の戦いの時期に、価値判断からの自由の問題は最も重視された論点であった。⁽¹³⁾ われわれの主張では、社会学的知識と価値とは区別されるべきである。しかし右に述べた社会学的知識の限界ゆえに、われわれは、「科学」と「良心」との間のいわば変換器を用意せざるを得ない。事実、すなわち科学的結果は、道徳（すなわち道徳的理念）を決定することができない。道徳は、事実についてのデータの力に服従すべきではない。

人間の存在についての倫理的内省を行うことにより、良心を事実と対置させることができる。これは、たとえば、犯

罪はあらゆる社会において発生するから、われわれは犯罪を自然に起こるがままにして、それに対して道徳的判断を下すべきではない、ということではない。「科学」と「良心」との間には、倫理的内省が介在している。このような立場は、道徳を事実と同視する実証主義、あるいは道徳を事実から引き出す実証主義を暗に否定する立場である。

道徳的価値を守るために、われわれは、特定の価値にコミットした社会学に反対する。特定の価値にコミットした社会学は、事実を公正に扱うことができないうか、あるいは、特定の道徳的判断の正しさを証明するために事実を利用したり濫用したりするからである。価値にコミットした社会学に対するこの不信は、しかしながら、社会学者が個人として社会的にコミットすべきではないとか、してはならない、ということを意味するものではない。

「価値からの自由」という概念は、それが引き起こしたさまざまな論争のために、ある程度手垢のついたものとなつてしまつたように思われる。いわゆる価値判断からの自由という争点にアプローチするには、「価値によって拘束されていること」と「価値判断からの自由」とを区別することが最善であるように思われる。これは、ツイターフェルトがウーバーとリッケルトに基づき導入しようとしたものである。「価値によって拘束されていること」とは、社会学者が価値によって導かれていて、その科学的活動が価値によって影響されていることを意味する。それゆえ、社会学者は、研究している現実の一定の面と次元とを自己の概念と方法の中心にすえ、現実の他の部分は重要ではないと考える。「価値によって拘束されていること」は不可避である。それは社会学的知識に関わる事実である。他方、価値判断からの自由は、社会学者に要請されているものである。「方法論上の要請として、価値判断からの自由は従うべき規範である。価値判断から自由でない、主観的な意味の世界、主観的な価値システムに基づく社会・文化的現実についての言明は、科学的言明ではない。評価的判断は、言明を科学的文脈からイデオロギーの印照枠組みへ移してしまうからである。評価的価値判断がわれわれに語るものは、研究対象の意味の世界についてではなく、むしろ研究者自身の主観的な意味の

世界についてなのである。しかし、価値判断からの自由は倫理的要請でもある。われわれの文化において、科学は世界の解釈および現実の説明として威信を獲得し、前近代において宗教と魔術が持っていた正当性を付与する力をも持つにいたっている。このような文化において、価値判断から自由でない現実解釈を「科学」として提示するのは、知的に不正直なことである。価値判断からの自由の要請、これ自体イデオロギーの混乱のなかで擁護されるべきひとつの価値であるが、それは知的正直さの礎石である。それは、研究者が主観的かつ情緒的に執着している価値によって、研究対象である人間活動を汚したりしないという約束であり、言葉や文字（たとえば講義や出版物）によつて語りかけている聴衆・読者に、科学的言明の装いをこらした私人としての意見を浴びせたりはしないという約束である」⁽¹⁴⁾。

ヨーロッパにおける経験的社会学と社会と法研究

法社会学における経験主義の役割について、一般的なヨーロッパの見方があると言うことはできない。ヨーロッパについて一般的な結論を引き出すために、七つほどの国の状況について簡単な素描をすることにしよう。

経験的な研究は、オランダ語地域の法社会学において主導的な地位を占めている。オランダでは「多くの大理論が形成途上にあるとは言えない」⁽¹⁵⁾し、ベルギーで提起されている問題は、普遍的現実に関わる問題ではなく、現実についての具体的な問題である⁽¹⁶⁾。言いかえると、経験主義は、この地域の法社会学の本質的要素である。このようなアプローチが取られているのは、（経験的研究の方法と技術に焦点を合わせた）第二次世界大戦後の（アングローサクソン）⁽¹⁷⁾アメリカ社会学が、ベルギーとオランダの社会学に強い影響を及ぼしたからである、と説明できるであろう。

他方、ドイツにおいて、法社会学の目的は理論の発展に置かれている。「ドイツ法社会学の理想は、理論の構築である」⁽¹⁸⁾。ウェーバー、ガイガー、ルーマンに見られるような、ドイツの社会学における強い理論的伝統は、今日の社会と法研究

を依然特徴づけている。これには、二つの説明が可能である。一方で、それは、研究者個人のキャリアーにとって好ましくないと見られているより、実際の研究とは異なる、ひとつの学問領域としての法社会学のアイデンティティ構築の試みである。他方で、法社会学者は、個別的な法の領域において極めて専門的な仕方⁽¹⁹⁾で活動している法律専門家と並ぶ地位を、自分たちにも確保したいと望んでいるのである。

イタリア、フランス、およびイギリスに関する限り、経験主義と理論とは多かれ少なかれ調和している、あるいは共存しているように見える。イタリアでは、中範囲の理論化と広範囲の理論化、すなわち経験主義に多くの注意を払う⁽¹⁹⁾法モデルと少しの注意しか払わない方法モデルとの釣り合いのとれた関係とでも呼びうるものが存在している。現在では理論的研究と経験的研究の双方が有益でありうると理解されている。フランスでは、コマーユが、社会と法研究を、社会学と法との間の第一次関係のレヴェルと第二次関係のレヴェルから成る、二元的なシステムと見ている。最初のレヴェルは、ソシオグラフィックな研究、観察、法政策と司法政策の領域における評価的研究、すなわち、どちらかと言えば経験的な志向を持つ研究を含む。他方、第二のレヴェルにおける方法は、一般化を行うこと、すなわち理論構築を目的としている。イギリスでは、社会と法研究は、最近新しい段階に入った。一九七〇年代には経験的な社会と法研究が盛んであった。これが、八〇年代に反経験主義の反動を引き起こし、社会科学の政治化が広く生じた。ここ数年は、理論に導かれた経験的な研究が増加してきている。これもまた、理論と経験主義とのより密接な協働関係を示すものである。

以上を要約すると、法社会学における経験的研究の重要性は、国によって異なっている。理論は、ドイツにおいて最も重視されており、経験主義はオランダ語地域において支配的である。共存から実りある協働関係に至る中間的な形態は、イタリア、フランス、およびイギリスに見ることができ⁽²⁰⁾る。

- (1) VAN HOUTTE, J., "Sociology of law in Dutch-speaking Belgium" in FERRARI, V. (ed.), *Developing Sociology of Law, a world-wide documentary enquiry*, Dott.A.Giuffrè Editore, Bologna, 1990; VAN HOUTTE, J., "Social Problems and Legal Policy in Belgium" in VAN HOUTTE, J., & VAN LOON, F. (eds.), *Sociology of Law, Social Problems and Legal Policy in Europe*, Acco, Leuven, 1993.
- (2) DEVILLE, A., "Situation de la sociologie juridique francophone en Belgique: un bref aperçu, in FERRARI, V. (ed.), supra note 1.
- (3) COMMAILLE, J., "La sociologie du droit en France. Les ambiguïtés d'une spécialisation," in FERRARI, V. (ed.), supra note 1; COMMAILLE, J., "Editorial," 20/21 *Droit et Société* 14 (1992), GRELLY, P., "La production contractuelle de recherche pour le Ministère de la Justice," 22 *Droit et Société* 517 (1992).
- (4) ROHL, K., "Sociology of Law in West Germany in the Eighties," in FERRARI, V. (ed.), supra note 1; GESSNER, V., "Sociology of Law and Legal Policy in Germany," in VAN HOUTTE, J., & VAN LOON, F. (eds.), supra note 1; RAISER, T., "Aufgaben der Rechtssoziologie als Zweig der Rechtswissenschaft," in 1 *Zeitschrift für Rechtssoziologie* 1-11 (1994); HOLAND, A., "Die Rechtssoziologie und der unbekannte Kontinent Europa," in 2 *Zeitschrift für Rechtssoziologie* 177-187 (1993).
- (5) INTZESSILOGLOU, N., "La sociologie du droit en Grèce," in FERRARI, V. (ed.), supra note 1.
- (6) POCAR, V., "Sociology of Law in Italy," in FERRARI, V. (ed.), supra note 1; FERRARI, V., "Sociology of Law and Legal Policy in Italy," in VAN HOUTTE, J., & VAN LOON, F., supra note 1; TREVES, R., "Due sociologie del dritto," 2 *Sociologia del diritto* 11-20 (1992).
- (7) HOEKEMA, A.J., "Sociology of Law in the Netherlands in the 80's," in FERRARI, V. (ed.), supra note 1; BLANKENBURG, E., "Socio-Legal Research and Policy in the Netherlands: A Relationship of Relative Dependence Rather Than Relative Autonomy," in VAN HOUTTE, J., VAN LOON, F. (eds.), supra note 1; VAKGROEP Rechtsfilosofie, Rechtssoziologie en Rechtsinformatica RUG, *Een kennismaking met de rechtssociologie en rechtsantropologie*, RUG, Nijmegen, 1992.
- (8) BELEZA, T.P., "Sociology of Law in Portugal," in FERRARI, V. (ed.), supra note 1; ATIENZA, M., & PEREZ LLEDO, J.A., "The Spanish Sociology of Law at the Present Time," in FERRARI, V. (ed.), supra note 1

- (9) COTTERRELL, R.B.M., "Sociology of Law in Britain: its Development and Present Prospects," in FERRARI, V. (ed.), supra note 1; MACLEAN, M., "Sociology of Law and Legal Policy in Great-Britain," in VAN HOUTTE, J., & VAN LOON, F., supra note 1; 6 *Socio-Legal Newsletter* 11 (1991).
- (10) DURKHEIM, E., *Les règles de la méthode sociologique* 31 (1956)
- (11) われわれは、知識を得るのとそれ自体が社会学的研究の出発点であるとは考えない。
- (12) ELIAS, N., *Problemen van betrokkenheid en distantie (価値に拘束されていることに関する諸問題)*, Essay, Amsterdam, Meulenhoff, 22-23 (1982/1956).
- (13) アドルフ・ホッバーなどを参照。
- (14) ZIJDERVELD, A., *Sociologie als cultuurwetenschap. Een beknopte methodologie van de cultuursociologie (文化科学としての社会学。文化科学の方法論要約)*, Culemburg, Lemma, 62 e.v.
- (15) HOEKEMA, A.J., "Sociology of Law in the Netherlands in the 80's," in FERRARI, V. (ed.), supra note 1.
- (16) VAN HOUTTE, J., supra note 1, at 62.
- (17) COTTERRELL, R., cited in HUNT, A., "Governing the Socio-Legal Project: or, What Do Research Councils Do?," 4 *Journal of Law and Society* 525 (1994).
- (18) GESSNER, V., "Sociology of Law and Legal Policy in Germany," in VAN HOUTTE, J., & VAN LOON, F. (eds.), supra note 1, at 33.
- (19) FERRARI, V., "Sociology of Law and Legal Policy in Italy," in VAN HOUTTE, J., & VAN LOON, F. (eds.), *Ibid.*, at 15-24.
- (20) COMMAILLE, J., "La recherche socio-juridique: un système dual," in VAN HOUTTE, J., & VAN LOON, F. (eds.), *Ibid.*, at 25-32.

訳者注記

本稿は一九九五年七月に北海道大学で行われたシンポジウムの報告に著者が加筆修正したものの翻訳である。ヨーロッパにおける法社会学を概観した第一部は、西ヨーロッパ、中部ヨーロッパ、スカンジナビア諸国の三節から成る大部なものであるた

シンポジウム

め、著者の了解を得て第一節の部分のみを掲載することにした。